

吹田市立児童会館条例施行規則現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(個人使用の申請)</p> <p>第4条 児童会館の施設を個人で使用しようとする者の保護者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用証交付申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名、住所及び電話番号</p> <p>(2) 使用しようとする者の氏名、性別、生年月日及び学校等の名称</p> <p>(3) 緊急時の連絡先</p> <p>(使用証の交付及び提示)</p> <p>第5条 -----略-----</p> <p>2 使用証の交付を受けた者(以下「個人使用者」という。)は、児童会館の施設を使用する際にその使用証を提示しなければならない。</p> <p>(使用証の有効期間)</p> <p>第6条 -----略-----</p> <p>(専用使用の申請)</p> <p>第7条 児童会館の施設を専用使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項</p>	<p>(個人使用の申請)</p> <p>第4条 児童会館(北千里児童センターを除く。第6条及び第17条から第21条までにおいて同じ。)の施設を個人で使用しようとする者の保護者は、あらかじめ、使用証交付申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 北千里児童センターの施設を個人で使用しようとする者の保護者は、あらかじめ、北千里児童センター使用登録申請書に当該施設を使用しようとする者が交付を受けている吹田市立図書館の借出カード(以下「借出カード」という。)を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用証の交付等)</p> <p>第5条 -----略-----</p> <p>2 市長は、北千里児童センター使用登録申請書を受け付けたときはこれを審査し、適当と認めるときは、当該申請に係る者の借出カードの番号を含む情報を北千里児童センターの入退室管理システムに登録する。</p> <p>(使用証等の提示)</p> <p>第6条 児童会館の施設を個人で使用する者は、当該施設を使用する際に使用証を提示しなければならない。</p> <p>2 北千里児童センターの施設を個人で使用する者は、当該施設を使用する際に借出カードを提示しなければならない。</p> <p>(使用証等の有効期間)</p> <p>第7条 -----略-----</p> <p>2 第5条第2項の規定による登録を受けた者の登録有効期間は、登録の日から借出カードの有効期間の満了日までとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(専用使用の申請)</p> <p>第8条 児童会館の施設を専用使用しようとする者は、あらかじめ、専用使用許可申</p>

現 行	改 正 案
<p>を記載した専用使用許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）</u></p> <p><u>(2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数（以下「使用日時等」という。）</u></p> <p>（専用使用許可書の交付及び提示）</p> <p>第8条 ----- 略 -----</p> <p>2 専用使用許可書の交付を受けた者（以下「専用使用者」という。）は、<u>児童会館の施設を専用使用する際にその専用使用許可書を提示しなければならない。</u></p> <p>（特別の設備の設置等）</p> <p>第9条 ----- 略 -----</p> <p>（専用使用の内容の変更）</p> <p>第10条 専用使用者は、<u>使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した専用使用内容変更許可申請書に専用使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申請者の氏名等</u></p> <p><u>(2) 許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由</u></p> <p>2 ----- 略 -----</p> <p>（専用使用の取消し）</p> <p>第11条 専用使用者は、児童会館の施設の専用使用を取り消そうとするときは、遅滞なく<u>次に掲げる事項を記載した専用使用取消届に専用使用許可書その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申請者の氏名等</u></p> <p><u>(2) 許可を受けた使用日時等</u></p> <p><u>(3) 取消しの理由</u></p> <p>（使用者の守るべき事項）</p>	<p>請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（専用使用許可書の交付及び提示）</p> <p>第9条 ----- 略 -----</p> <p>2 <u>児童会館の施設を専用使用する者（以下「専用使用者」という。）は、当該施設を専用使用する際に専用使用許可書を提示しなければならない。</u></p> <p>（特別の設備の設置等）</p> <p>第10条 ----- 略 -----</p> <p>（専用使用の内容の変更）</p> <p>第11条 専用使用者は、<u>使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数の変更をしようとするときは、専用使用内容変更許可申請書に専用使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 ----- 略 -----</p> <p>（専用使用の取消し）</p> <p>第12条 専用使用者は、児童会館の施設の専用使用を取り消そうとするときは、遅滞なく専用使用取消届に専用使用許可書その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>（使用者の守るべき事項）</p>

現 行	改 正 案
<p>第12条 個人使用者及び専用使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) }) } (4) }</p> <p>-----略-----</p> <p>(入室の要求)</p>	<p>第13条 児童会館の施設を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) }) } (4) }</p> <p>-----略-----</p> <p>(入室の要求)</p>
<p>第13条 -----略-----</p>	<p>第14条 -----略-----</p>
<p>(使用後の点検)</p>	<p>(使用後の点検)</p>
<p>第14条 -----略-----</p>	<p>第15条 -----略-----</p>
<p>(損傷等の届出)</p>	<p>(損傷等の届出)</p>
<p>第15条 個人使用者及び専用使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。</p> <p>(図書の出し)</p>	<p>第16条 児童会館の施設を使用する者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。</p> <p>(図書の出し)</p>
<p>第16条 図書の館外への貸出しを受けようとする者は、使用証を職員に提示しなければならない。</p> <p>(貸出冊数)</p>	<p>第17条 児童会館の図書の館外への貸出しを受けようとする者は、使用証を職員に提示しなければならない。</p> <p>(貸出冊数)</p>
<p>第17条 同時に貸出しを受けることのできる図書の冊数は、4冊以内において児童会館ごとに定める冊数とする。</p> <p>(貸出期間)</p>	<p>第18条 同時に貸出しを受けることのできる児童会館の図書の冊数は、4冊以内において児童会館ごとに定める冊数とする。</p> <p>(貸出期間)</p>
<p>第18条 図書の貸出期間は、14日以内において児童会館ごとに定める期間とする。ただし、使用証の有効期間を超えることができない。</p> <p>(貸し出すことができない図書)</p>	<p>第19条 児童会館の図書の貸出期間は、14日以内において児童会館ごとに定める期間とする。ただし、使用証の有効期間を超えることができない。</p> <p>(貸し出すことができない図書)</p>
<p>第19条 次に掲げる図書は、館外へ貸し出すことができない。</p>	<p>第20条 次に掲げる児童会館の図書は、館外へ貸し出すことができない。</p>
<p>(1) }) } (3) }</p> <p>-----略-----</p>	<p>(1) }) } (3) }</p> <p>-----略-----</p>

現 行	改 正 案
<p>(貸出しの停止)</p>	<p>(貸出しの停止)</p>
<p><u>第20条</u> 市長は、図書の貸出しを受けた者が図書を返却しないときは、その者に対する図書の貸出しを停止することができる。</p>	<p><u>第21条</u> 市長は、<u>児童会館</u>の図書の貸出しを受けた者が図書を返却しないときは、その者に対する図書の貸出しを停止することができる。</p>
<p>(運営委員の設置)</p>	<p>(運営委員の設置)</p>
<p><u>第21条</u> -----略-----</p>	<p><u>第22条</u> -----略-----</p>
<p>(運営委員の職務)</p>	<p>(運営委員の職務)</p>
<p><u>第22条</u> -----略-----</p>	<p><u>第23条</u> -----略-----</p>
<p>(運営委員の任期)</p>	<p>(運営委員の任期)</p>
<p><u>第23条</u> -----略-----</p>	<p><u>第24条</u> -----略-----</p>
<p>(秘密の保持)</p>	<p>(秘密の保持)</p>
<p><u>第24条</u> -----略-----</p>	<p><u>第25条</u> -----略-----</p>
<p>(指定管理者の指定)</p>	<p>(指定管理者の指定)</p>
<p><u>第25条</u> -----略-----</p>	<p><u>第26条</u> -----略-----</p>
<p>(指定期間)</p>	<p>(指定期間)</p>
<p><u>第26条</u> -----略-----</p>	<p><u>第27条</u> -----略-----</p>
<p>(指定管理者の遵守事項)</p>	<p>(指定管理者の遵守事項)</p>
<p><u>第27条</u> -----略-----</p>	<p><u>第28条</u> -----略-----</p>
<p>(指定の取消し等)</p>	<p>(指定の取消し等)</p>
<p><u>第28条</u> -----略-----</p>	<p><u>第29条</u> -----略-----</p>
<p>(読替え)</p>	<p>(読替え)</p>
<p><u>第29条</u> 指定管理者が児童会館の管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、<u>第4条、第5条第1項、第7条、第8条第1項、第9条第1項及び第3項、第10条、第11条、第15条、第19条並びに第20条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p>	<p><u>第30条</u> 指定管理者が児童会館の管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、<u>第4条、第5条、第8条、第9条第1項、第10条第1項及び第3項、第11条、第12条、第16条、第20条並びに第21条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p>
<p>(選定委員会の委員の委嘱)</p>	<p>(選定委員会の委員の委嘱)</p>
<p><u>第30条</u> -----略-----</p>	<p><u>第31条</u> -----略-----</p>

現 行	改 正 案
(選定委員会の委員長及び副委員長)	(選定委員会の委員長及び副委員長)
<u>第31条</u> -----略----- (選定委員会の会議)	<u>第32条</u> -----略----- (選定委員会の会議)
<u>第32条</u> -----略----- (選定委員会の意見の聴取等)	<u>第33条</u> -----略----- (選定委員会の意見の聴取等)
<u>第33条</u> -----略----- (選定委員会の運営に関する事項)	<u>第34条</u> -----略----- (選定委員会の運営に関する事項)
<u>第34条</u> -----略----- (選定委員会の庶務)	<u>第35条</u> -----略----- (選定委員会の庶務)
<u>第35条</u> -----略----- (申請書等の様式)	<u>第36条</u> -----略----- (申請書等の様式)
<u>第36条</u> -----略----- (委任)	<u>第37条</u> -----略----- (委任)
<u>第37条</u> -----略-----	<u>第38条</u> -----略-----